

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第11次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
402	過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和	「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成16年10月4日付け総行情第131号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知)別紙'3 電気通信事業者の負担について」	平成19年4月までに結論	総務省において、地方公共団体からのニーズや国庫補助事業等の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を行う。	全国で実施	事業者負担要件を緩和することとし、それに関する取扱いについて全国に通知発出済(「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成19年4月20日付け 総行情第38号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知))	総務省
801	中核市等の市町村教育委員会への教職員人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第37条	平成18年度中に結論	現行制度上、教職員の人事権は都道府県・指定都市教育委員会にあるが、中核市等の地方公共団体の教育委員会に移譲できるよう、その条件や範囲を含め具体的内容を検討する。	全国で実施	平成19年6月20日に成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、都道府県教育委員会は、県費負担教職員の同一市町村内の転任について、原則、市町村教育委員会の内申に基づき、行うこととする規定を設けた。	文部科学省
905	介護保険料賦課決定の弾力化	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第129条第2項 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第38条、第39条	平成18年度中に結論	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえて検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。	全国で実施	市町村の裁量により、介護ボランティア活動を通じて蓄積したポイントを利用して介護保険料を納付する仕組みなどを、介護保険制度の地域支援事業として行うことができることを明らかにする通知(平成19年5月7日付)を発出した。	厚生労働省
1103	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	工場立地法(昭和34年3月20日法律第24号)第6条 工場立地法施行令(昭和49年2月22日政令第29号)第1条	平成18年度中に結論	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外については、大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年9月以降開催予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、検討する。	全国で実施	産業構造審議会地域経済産業分科会等での検討結果を踏まえ、風力発電施設の設置に関して、設置地域など一定の要件を満たす場合には、都道府県知事の裁量により、工場立地法第4条に基づく「工場立地に関する準則」を弾力的に適用できるような運用を措置済みである。(平成19年8月16日付け財理第3167号、課酒5-19、医政発第0816001号、19総合第820号、平成19-08-07地局第1号、国鉄総第188号、国海造第173号、国海船第24号財務省理財局長、国税庁長官、厚生労働省医政局長、農林水産省総合食料局長、経済産業省地域経済産業審議官、国土交通省鉄道局長、国土交通省海事局長通知)	経済産業省
1104	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年7月18日通商産業省令第80号)第2条第2項第4号、第5号、第6号	平成19年9月頃までに結論	砂利採取業者の登録申請書への添付を義務づけている「業務主任者の住民票」、「砂利採取業経歴書」及び「法人の定款」の簡略化について、各都道府県の意見を聴いたうえで省令改正等の検討を行い、結論を得る。	全国で実施	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目的に省令を改正する。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
1105	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則(昭和26年1月31日通商産業省令第6号)第8条第2項第4号、第5号、第6号	平成19年9月頃までに結論	採石業者の登録申請書への添付を義務づけている「業務管理者の住民票」、「採石業経歴書」及び「法人の定款」の簡略化について、各都道府県の意見を聴いたうえで省令改正等の検討を行い、結論を得る。	全国で実施	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。	経済産業省
1106	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第42条第1項、第43条第1項 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第50条第1項、第52条第1項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第51号)第35条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	平成18年度中に結論	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略すること及び常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについての検討を行い、結論を得る。	全国で実施	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略することについては、平成19年度中に省令改正を行う予定。 また、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについては、平成18年12月14日に「電気設備の技術基準の解釈」の改正を行った。	経済産業省
1204	特定重要港湾の入港料に係る国の関与の見直しについて	港湾法(昭和25年5月31日法律第218号)第44条の2第2項 港湾法第60条第4号の2	平成18年度中に結論	特定重要港湾の入港料に関する国の関与(事前協議制)については、平成16年3月30日に立ち上げた「入港料に関する検討委員会」において、港湾の国際競争力強化及び内外の海運企業等の適正な利用に与える影響などを考慮した上で、見直しの方向で検討し、平成18年度中に結論を得る。	全国で実施	特定重要港湾の入港料率の設定等に係る国の同意を要する事前協議制を、上限内での事前届出制に変更することとし、所要の措置を講ずる。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
403	社会教育に関する権限の移譲	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第180条の7、第180条の8	平成18年度中に措置できるよう結論	教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において検討が進められるものと承知している。これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行う。	検討中	教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において引き続き検討が進められるものと承知している。これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行い、平成19年度中に措置できるよう結論を得る予定。 「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	総務省
504	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	平成18年度中に結論	内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等における入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについての検討結果及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする外国人研究者、外国人情報処理技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。	検討中	「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。 「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	法務省
802	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第12号	平成18年度中に措置できるよう結論	現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的な内容を検討する。	検討中	現在、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、中央教育審議会において検討が進められているところであり、社会教育に関する事務の所管の在り方についても、今般、構造改革特区の第11次提案がなされたことも踏まえ、社会教育行政の政治的中立性の担保等に留意しつつ、地方公共団体の判断により首長が担当することの是非について検討し、平成19年度中に措置できるよう結論を得る予定。 「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	文部科学省
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)第27条、第28条第1項	平成18年度中に結論	現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。	検討中	既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成19年度中に結論を得る予定。 「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	文部科学省
907	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第113条の2	平成19年9月頃までに結論	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年9月頃までに結論を得ることとする。	検討中	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年度中に結論を得ることとする。 「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律7月18日第64号)第4条、第15条の6、第16条	平成19年度のできるだけ早期に結論	都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。	検討中	現在、厚生労働省において、論点の整理を行っているところであり、平成19年度のできるだけ早期に結論を得ることとしている。	厚生労働省
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令(昭和28年9月30日政令第315号)第7条	平成19年度中に結論	「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定)」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。	検討中	商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中に調査をし、必要に応じ所要の見直しを行う。	経済産業省
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第55条 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領(内規)(平成18年7月20日付け 平成18・06・15原院第4号)	平成19年度中に結論	安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえた上で、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。	検討中	安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、昨年11月に報告書案がとりまとめられたところ。平成19年度には、この結果を踏まえて溶接安全管理検査について改善を実施し、その実施状況について確認・検証を行いながら、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る予定。	経済産業省
1108	特例措置1143及び1144における問題審査手数料の見直し	平成18年経済産業省告示第248号第1条第1項第3号、第2条第3項 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	平成19年9月頃までに結論	修了認定にかかる試験問題に対する審査手数料については、経済産業省において、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営における採算性について配慮するとともに、講座開設者への過度の負担とならないように、審査にかかる実費等を勘案しつつ、検討を行う。	検討中	当該業務を実施する独立行政法人情報処理推進機構において問題審査に係る実績を積み重ねているところ。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、審査手数料についても適切に検討を行い、平成19年中に結論を得る。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	平成19年9月頃までに結論	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。	検討中	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省
1113	NPO法人に対する資金調達制度拡充	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条	平成19年度中に結論	NPOに対する資金調達制度の拡充については、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況を踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行う。 その一環として、信用保証協会の中小企業への債務保証に対する中小企業金融公庫による保険制度を、NPOに対象拡大することについて、行政改革推進法に基づく政策金融改革の動向を踏まえ、検討する。	検討中	NPOへの中小企業施策の対象拡大については、NPOの所管省庁である内閣府の対応を踏まえ、検討を行うこととしている。  その際に、内閣府によるNPO制度の見直しに対する検討状況や政策金融改革の見直し等の規定に基づく行政改革の流れを踏まえ、信用保証協会のNPO向け融資の信用保証に対する中小企業金融公庫による保険についてNPOへ対象を拡大することに関して、平成19年度中に必要な対応を検討することとしている。	経済産業省

## 規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
401	個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金算定方法の柔軟化	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第42条 地方税法施行令(昭和25年7月31日政令第245号)第8条	平成18年度中に結論	平成19年度税制改正に向けた検討を行うこととしている。 なお、税制改正については、与党税制調査会における議論、決定を経る必要があるものである。	対応困難	本件要望を踏まえた制度改正にあたり、要望を実現するためのシステムの具体的内容についても提案主体と情報交換を行ってきたが、必要なシステムの改修については、技術面での課題や費用対効果を勘案すると、実施には相当の困難を伴うことが改めて判明した。このようなシステム改修に関する問題もあり、現時点では提案主体において本件要望に対するニーズが希薄であるとの結論に達したため、税制改正による措置は行わないこととする。 なお、今後本提案と同趣旨の提案が行われた場合には、そのニーズが確定しており実現可能性が高いことを条件として、改めて措置に向けた検討を行うものとする。	総務省

(参考)「第10次提案等に対する政府の対応方針」において「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として既に本部決定された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第9次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
906	結核予防法に基づく申請・届出等の経由進達の廃止	結核予防法(昭和26年3月31日法律第96号)第36条 結核予防法施行令(昭和26年5月9日政令第142号)第2条の4	平成18年度中に結論	結核予防法における申請・届出の保健所等の経由事務規定については、国会提出中の法案が成立した場合には、当該経由規定が廃止される予定である。	全国で実施	結核予防法に基づき結核の医療を担当する指定医療機関の指定を受けようとする場合、指定のための申請書を保健所を経由して都道府県知事に提出しなければならないところ、保健所の経由を不要とする。	厚生労働省

記載内容は平成19年2月28日付け「構造改革特区の第10次提案等に対する政府の対応方針」掲載の内容。